

平成20年第4回港区議会定例会追加議案件名一覧

追加議案5件

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 議案第106号 | 港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第107号 | 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第108号 | 港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第109号 | 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第110号 | 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |

平成20年第4回港区議会定例会追加議案の概要

議案第106号

【総合経営部人事課】

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、職員の勤務時間の短縮等及び休暇制度について、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 職員の正規の勤務時間を改定します。

・ 1週間当たり 40時間 → 38時間45分

・ 1日当たり 8時間 → 7時間45分

(2) 任命権者が勤務時間の途中に置かなければならない休憩時間を改定します。

・ 勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間

→ 勤務時間が6時間を超える場合は1時間

(3) 休息時間に係る規定を廃止します。

(4) 年次有給休暇の付与基準を切り替えます。

・ 暦年ごとの付与 → 会計年度ごとの付与

(5) 特別休暇の「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」とします。

○ 施行期日 平成21年4月1日

議案第107号

【総合経営部人材育成推進担当】

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告等を受け、職員の給与を改定するとともに、職員の勤勉手当の額の算定に係る規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の改定（地域手当の引上げ分に相当する引下げ）

・ 例：行政職給料表（一）平均改定率 △1.3%

(2) 地域手当の特例支給割合の引上げ

・ 14.5% → 16%

(3) 勤務1時間当たりの給与額の算出に係る職員の1日当たりの正規の勤務時間の改定

・ 8時間 → 7時間45分

(4) 病気休職者に対する給与の支給期間の見直し

・ 満2年 → 満1年

(5) 勤勉手当の額の算定の基礎に係る規定の改正

・給与月額 → 勤勉手当基礎額

- 施行期日 平成21年1月1日。ただし、(3)から(5)までについては、平成21年4月1日

議案第108号

【総合経営部人材育成推進担当】

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、定年退職等の場合の退職手当の基本額の支給を受ける者に係る規定を整備するものです。

- 内 容 定年退職日前の退職について、定年退職に準じた取扱い及び勸奨退職に準じた取扱いを廃止します。
- 施行期日 平成21年4月1日

議案第109号

【教育委員会事務局指導室】

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、幼稚園教育職員の勤務時間の短縮等及び休暇制度について、規定を整備するものです。

- 内 容
 - (1) 幼稚園教育職員の正規の勤務時間を改定します。
 - ・ 1週間当たり 40時間 → 38時間45分
 - ・ 1日当たり 8時間 → 7時間45分
 - (2) 任命権者が勤務時間の途中に置かなければならない休憩時間を改定します。
 - ・ 勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間
 - 勤務時間が6時間を超える場合は1時間
 - (3) 休息時間に係る規定を廃止します。
 - (4) 特別休暇の「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」とします。
- 施行期日 平成21年4月1日

議案第110号

【教育委員会事務局庶務課】

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告等を受け、幼稚園教育職員の給与を改定す

るとともに、幼稚園教育職員の勤勉手当の額の算定に係る規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の改定（地域手当の引上げ分に相当する引下げ）

・平均改定率 △1.3%

(2) 地域手当の特例支給割合の引上げ

・14.5% → 16%

(3) 勤務1時間当たりの給与額の算出に係る幼稚園教育職員の1日当たりの正規の勤務時間の改定

・8時間 → 7時間45分

(4) 病気休職者に対する給与の支給期間の見直し

・満2年 → 満1年

(5) 勤勉手当の額の算定の基礎に係る規定の改正

・給与月額 → 勤勉手当基礎額

○ 施行期日 平成21年1月1日。ただし、(3)から(5)までについては、平成21年4月1日